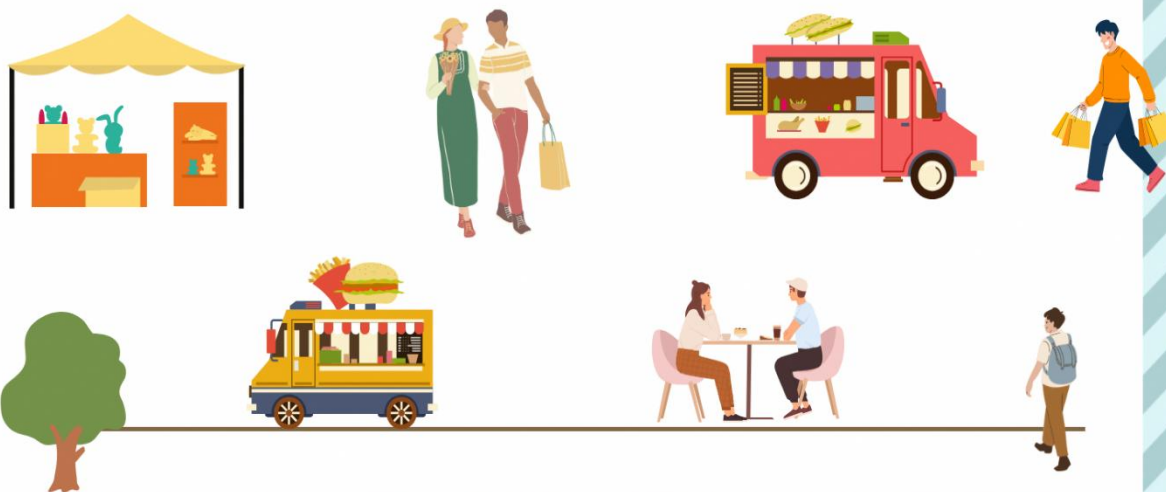


令和8年度

商店街向け・事業者向け

# 新潟市商店街活性化 支援制度のご案内

新潟市は、商店街団体や事業者が取り組む活動を応援しています。



令和8年4月 新潟市経済部商業振興課

## 目次

### どんな補助金ができるのか確認したい

- |   |              |      |
|---|--------------|------|
| 1 | 対象補助金チェックフロー | 1ページ |
|---|--------------|------|

### 商店街の施設整備や管理の支援を受けたい

- |   |                     |      |
|---|---------------------|------|
| 2 | 商店街環境整備事業           | 2ページ |
| 3 | 商店街 LED 灯街路灯等維持管理事業 | 4ページ |

### 商店街を活性化したい

- |   |             |      |
|---|-------------|------|
| 4 | つながる商店街支援事業 | 5ページ |
|---|-------------|------|

### 商店街等に新規出店したい

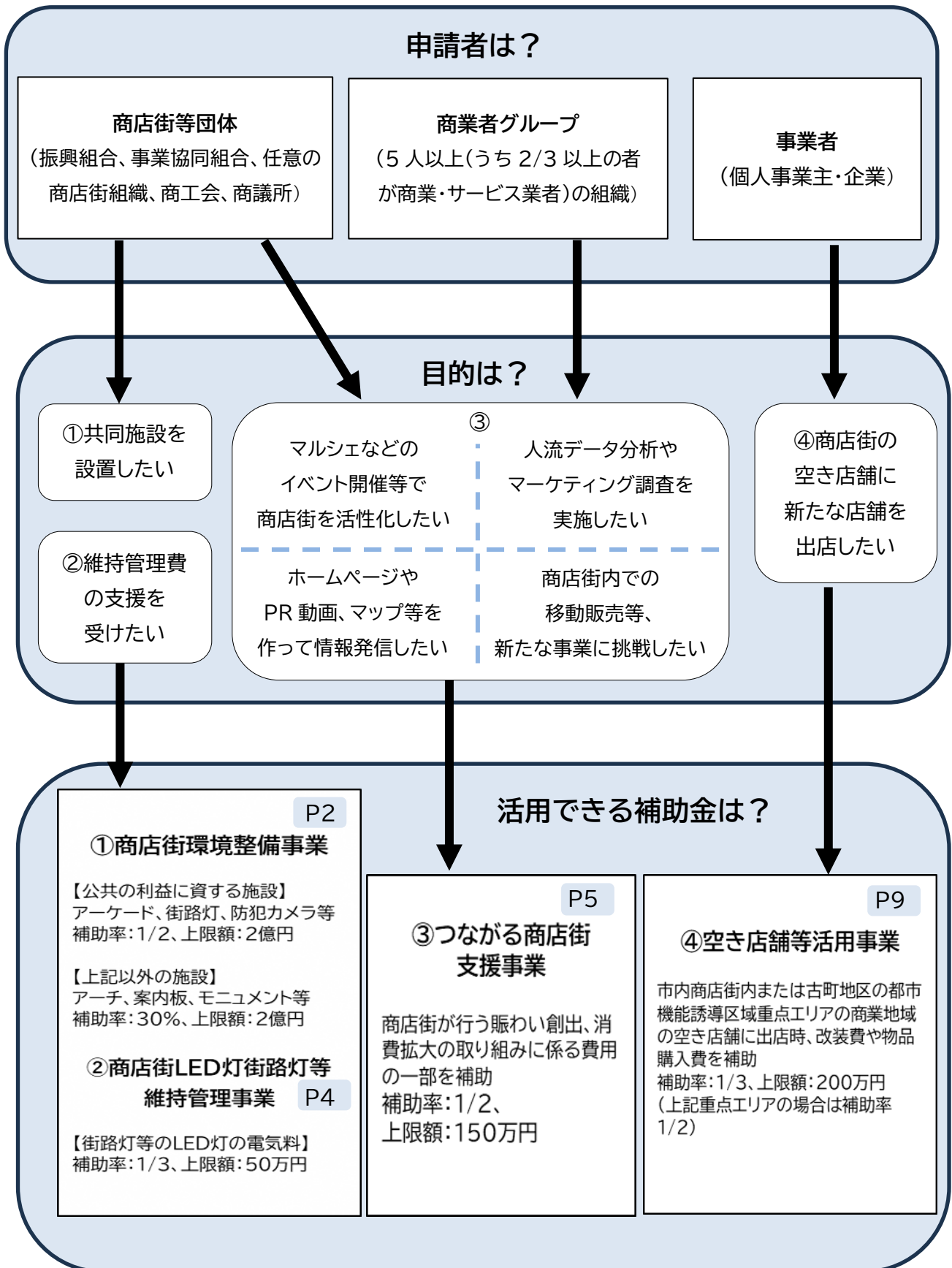
- |   |           |      |
|---|-----------|------|
| 5 | 空き店舗等活用事業 | 9ページ |
|---|-----------|------|

### 補助金の活用事例や県の補助金についても知りたい

- |   |            |       |
|---|------------|-------|
| 6 | 補助金活用事例集   | 10ページ |
| 7 | 県補助金制度について | 13ページ |
| 8 | 問い合わせ先     | 15ページ |

# 1 対象補助金チェックフロー

下記のフロー図をご覧ください、申請が可能かご確認ください。



## 2 商店街環境整備事業

消費者の利便性、快適性、安全性の向上や商店街の振興及び美化を図るため、アーケード等の共同施設の設置、改修、撤去を行う取り組みを支援します。

### 1. 補助対象者

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織  
(構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会
- (4) 共同施設の設置及び管理のために設置された団体  
(構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)

### 2. 補助対象事業等

商店街の共同施設の設置、改修、撤去を行う事業

| 区分          | 対象の共同施設                       | 補助率   | 補助限度額 |
|-------------|-------------------------------|-------|-------|
| 公共の利益に資する施設 | アーケード、街路灯、防犯カメラ、ベンチ           | 1/2以内 | 2億円以内 |
| 上記以外の施設     | アーチ、商店街等案内板、カラー舗装、シンボル、モニュメント | 30%以内 |       |

- ・ 全面改修する場合は、施設の竣工日から10年を経過していること。
  - ・ 一部改修する場合は、施設の竣工日から5年を経過していること。
  - ・ 撤去する場合は、施設の竣工日から耐用年数を経過していること。
- ※ 安全上の理由などがある場合はこの限りではありません。

### 3. 補助対象・対象外経費

- ・ 補助対象経費  
補助対象事業の遂行に直接関係する以下経費（消費税及び地方消費税を除く）。  
工事請負費、設備費、備品購入費、委託費、調査費
- ・ 補助対象外経費  
土地を購入、造成、賃借する経費、  
各種許認可等の申請に要する経費

## 4. 申請方法

### (1) 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）

- ※ 原則、前年度に各商店街団体に送付した「来年度事業調査票」に回答のあった事業で、各区役所産業振興担当課から予算の通知があったもののみ申請することができます。
- ※ 実施の期間に関わらず、令和8年9月30日（水）までに必ず申請をお願いします。
- ※ 受付期間終了後の申請はできません。

### (2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業（工事）計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 見積書（2者以上）
- ⑤ 付近見取図、平面図、立面図、現状の写真
- ⑥ 土地の所有又は利用に関する権限を証する書類
- ⑦ 建築確認が必要な場合はその通知書の写し
- ⑧ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- ⑨ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合
- ⑩ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

### (3) 申請書類提出先

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課（15ページ参照）

- ※ 申請は、持参、郵送又はメールにて受け付けます。
- ※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。
- ※ 申請前に必ずご相談ください。

### 3 商店街LED灯街路灯等維持管理事業

商店街の活性化及びまちなかの安心・安全の向上を図るため、商店街の街路灯等（街路灯及びアーケード照明）のうちLED灯の電気料を支援します。

#### 1. 補助対象者

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織  
(構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会
- (4) 街路灯等の設置及び管理のために設置された団体  
(構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)

#### 2. 補助対象経費等

補助対象者が所有する街路灯等のうち、電力会社との契約名義が補助対象者であるLED灯の4月から翌年3月の1年間に生じる電気料（消費税及び地方消費税を除く）。

- ・補助率：3分の1以内
- ・補助限度額：50万円

※ 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。

#### 3. 申請方法

- (1) 申請書類
  - ① 補助金交付申請書
  - ② LED灯の電気料が把握できる書類
  - ③ 契約名義人が確認できる書類
  - ④ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
  - ⑤ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合
  - ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

- (2) 申請書類提出先

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課（15ページ参照）

※ 申請は、持参、郵送又はメールにて受け付けます。

※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。

※ 申請前に必ずご相談ください。

## 4 つながる商店街支援事業

地域コミュニティの大切な拠点である商店街の独自の文化や魅力が将来につながるよう、商店街が行う賑わい創出、消費拡大の取り組みに係る費用の一部を補助します。

### 1. 補助対象者

#### (1) 以下のいずれかの商店街等団体

- ア 商店街振興組合又は商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合
- イ 商店街を形成する任意の商店街組織  
(規約等で代表者を定めており、その構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- ウ 商工会又は商工会議所で、商店街活性化のための事業等を行うもの  
※商工会は支所単位で補助対象者となることができます。

#### (2) 商店街等団体に構成される組織

商店街等団体を1つ以上含む複数の商店街等団体又は商業者グループで構成し、規約等で代表者を定めている公益性及び一体性のある組織

- 例)・商店街等団体の連合組織
- ・商店街等団体及び商業者グループと民間事業者等で構成する実行委員会

#### (3) 商業者グループ

5人以上の者で構成する公益性及び一体性のある組織で、規約等で代表者を定めており、その構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの

※ただし、商店街エリア内において実施する、商店街の活性化に資する事業が対象であり、特定の事業者の宣伝や利益の追求を主たる目的とするものは対象外です。

➡ 補助対象事業などの要件は、次ページをご覧ください。

## 2. 補助対象事業

商店街の集客及び消費促進、にぎわい創出のために実施する以下の事業。

### (1) 新規需要の創出 … 新たな消費者ニーズに応えるために行う事業

| 事業内容        | 例                                            |
|-------------|----------------------------------------------|
| 高齢者支援       | 商品の宅配・移動販売、商店街への送迎、買い物時の荷物預かり、空き店舗等での地域食堂    |
| 子育て支援       | 買い物時の子ども預かり、子どものお店体験、空き店舗等での子ども食堂            |
| 環境配慮        | エコポイント、一店一エコ活動、マイバック・マイボトル運動、店内でのクール・ウォームシェア |
| デジタル化対応     | キャッシュレス導入、地域電子通貨の導入、EC参入、事業のデジタル化・オンライン化     |
| インバウンド等広域対応 | ガイドブック等多言語化、体験型ツアーの実施                        |

### (2) 集客・消費促進 … 市内外からの集客及び消費促進を図る事業

| 事業内容    | 例                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 集客・消費促進 | 商品券発行、クーポン発行、抽選会、共同セールまつり、マルシェ、まちバル、まち歩き、スタンプラリー、朝市、夜市 |
| 情報発信    | ガイドブック、マップ、ホームページ、PR動画、まちゼミ                            |

### (3) 調査・分析…効果的な集客や消費促進の方法を調査、分析する事業

| 例                                                          |
|------------------------------------------------------------|
| 消費者・来街者等に対するアンケート調査・聞き取り調査、消費動向調査、マーケティング調査、AIを活用した人流データ分析 |

※ (1)、(2) の事業は、原則商店街とその周辺地域において、商店街の営業日に実施するものに限ります。

### 3. 補助対象・対象外経費

#### (1) 補助対象経費

補助対象事業の実施期間中に支払われた事業の実施に直接関係する以下の経費（消費税及び地方消費税を除く）。

謝金、賃金、旅費、消耗品費、燃料費・水道光熱費、食糧費、印刷製本費、通信費、保険料、使用料・賃借料、委託料、改装費・改造費、備品購入費 等

※ 物品、業務の発注は、可能な限り市内の事業者にしてください。

#### (2) 補助対象外経費

- ・補助対象者の管理運営に係る経常経費
- ・補助対象者又はその構成員等の常用雇用者の人件費
- ・個人や個店の資産形成に係る経費
- ・会議等の食糧費、酒類等遊興費
- ・販売目的の物品の購入費又はその原材料費
- ・他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費
- ・補助対象者及びその構成員の間の取引に係る経費で、取引の実態や価格の合理性等から交付対象とすることが妥当でない経費
- ・この補助金の趣旨に照らして交付対象とすることが妥当でない経費

※ なお、補助金の交付決定前に事業に着手（契約、注文、購入等）していた場合は、補助の対象外となります。

### 4. 補助率・限度額

補助対象事業を行う補助対象者に、予算の範囲内で補助金を交付します。

| 補助率      | 補助限度額    |
|----------|----------|
| 1 / 2 以内 | 1 5 0 万円 |

※ 補助金の額は、補助対象経費に以下の補助率をかけて算出した金額となります。  
(1,000円未満は切り捨て。)

※ 同一の補助対象者の申請に回数制限はありません。ただし、同一内容と考えられる事業については、1回限りの申請受付とします。

※ 本市の他の補助制度との併用はできません。

## 5. 申請方法

### (1) 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

### (2) 申請時のルール

#### 1. 予算がなくなり次第、受付を終了します。

(※冬季に実施する事業であっても、早めの申請をお願いします。)

#### 2. 事業実施日の2週間前までに申請してください。

(※交付決定前の備品購入や契約・発注等の事前着手は認められません。これらの行為は必ず交付決定後に行ってください。)

(※なお、「事業実施日」とは、契約・発注・購入等を行う前の段階を指します。)

#### 3. 事業実施後の申請はできません。

### (3) 申請書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 見積書
- ⑤ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- ⑥ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合
- ⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

### (4) 申請書類提出先（15ページ参照）

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課

※ 申請は、持参、郵送又はメールにて受け付けます。

※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。

※ 申請前に本市ホームページ又は所在の区役所産業振興担当課にて申請要項を必ずご確認ください。

## 5 空き店舗等活用事業

市内商店街または古町地区の都市機能誘導区域重点エリアの商業地域の空き店舗等に  
出店する事業者のうち、出店エリアの活性化に寄与することが期待され、事業の継続性が  
認められる店舗の出店を支援します。

### 1. 補助対象者

以下事項に該当する者及び店舗

- (1) 対象エリアの空き店舗等に事業の継続性のある新たな店舗を出店する者
- (2) 賑わいや集客の向上に寄与する者
- (3) 市内からの移転ではない店舗

※ この他条件あり

### 2. 補助対象経費等

| 補助対象経費 | 補助率                                                                       | 補助限度額                              |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 改装費    | 1 / 3 以内<br>※古町地区における都市機能誘導区域<br>重点エリアの商業地域に出店する場<br>合は、補助率 1 / 2 以内とします。 | 200万円<br>※事業を開始した日の<br>属する年度に限ります。 |
| 備品購入費  |                                                                           |                                    |

※ 消費税及び地方消費税を除く

※ 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。

### 3. 申請方法等

- ・事業者を募集し、選定の結果採択された場合に申請することができます。
- ・募集期間 1次募集 令和8年4月30日(木)まで  
※1次募集の採択結果により、2次募集を行う場合があります。
- ・出店場所によって、追加で賛同書等が必要になる場合があります。
- ・補助金の交付が決定される前に、備品売買契約の締結、店舗改装工事等を行わないでください。

※ 募集の詳細は本市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

## 6 補助金活用事例集

本市の補助金を活用して、効果的に商店街の集客・消費促進、賑わい創出に取り組んでいただけるよう、過去に実施した事業について、具体的な内容や効果をご紹介します。

### 1. 石山にぎわいHIROBA – 石山商工協議会

(R7 つながる商店街支援事業)

地域と商店、世代間の交流が希薄になりつつあることから、地域団体や商店が連携した交流イベントを開催。中学生や高校生も参加し、世代を超えた交流の機会づくりと地域のつながりの強化を図りました。



- ・中学校の吹奏楽部の演奏発表
- ・美術部の作品展示
- ・地域のサークル活動の発表イベントの開催
- ・高校生(2校)・中学生(1校)のボランティア参加

- ➡
- ◎世代間交流の創出
  - ◎地域への愛着醸成
  - ◎地域とのつながりの強化

- ・会員店舗やキッチンカー、JAの出店
- ・住民参加のイベント開催  
(射的・輪投げ・ガラポン抽選会  
アクセサリ作成 など)
- ・着ぐるみマスコットやパトカー展示

- ➡
- ◎滞在時間の増加
  - ◎新規顧客獲得
  - ◎外部や地域との交流



◎幅広い世代の地域住民が参加し、世代を超えた交流が生まれています。

## 2. ハナコのこども工務店2025-オフィス Hanako 株式会社

(R7つながる商店街支援事業)

古町モール7にて、工務店と商店街が連携し、飲食販売・ワークショップの出店・ステージイベントを開催。

### ■効果

- ◎こどもと保護者の来街により、新規来街者を創出
- ◎「商店街にこんなお店があるとは知らなかった」など、認知向上につながった
- ◎商店街のお店への回遊が生まれ、飲食店は売上が約10%増加
- ◎異業種連携の実績が生まれ、今後の共同企画の基盤ができた



➡「普段行かないお店に入れた。」「来年も参加したい!」との嬉しい声も聞かれ、今後のにぎわいづくりに大きくつながりました💡

## 3. 新潟にしかん商工会岩室支部共同チラシ発行事業

(R7つながる商店街支援事業)

岩室地区の事業者に対し共同チラシ作成を周知し、15事業所が参加。完成したチラシを西蒲区内外の公共施設や道の駅など25か所に設置したほか、西蒲区全世帯へ新聞折込を行い、商品・サービスをPRしました。



### ■成果

- ◎掲載店舗の半数が売上増
- ◎新規顧客の獲得につながった

### ■参加事業者の声

- ◎店舗の売上が増加した  
(半数店舗が10%増加)
- ◎新規顧客の開拓ができた
- ◎今後も継続してほしい

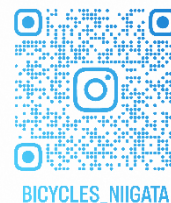
➡チラシによる広域的な情報発信が、新規顧客の獲得や売上増加につながっています💡

## 4. BICYCLES

(R6 古町地区空き店舗活用事業)

古町通六番町／「走るほどに満たされる」ハイブランド自転車を販売する自転車店

部品やグッズを販売も行っており、本格的な自転車好きの方から、普段使いの自転車を少しお洒落にしたい方など、誰でも気軽に訪れることができます。古町エリアのファッション、サイクル、カルチャーの拠点となっています。

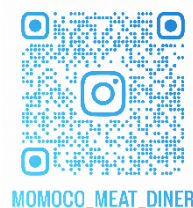


## 5. MOMOCO MEAT DINER

(R7 商店街空き店舗活用事業)

本町通五番町／ジューシーでクセのない味わいのオリジナルブランド豚の豚肉料理店

昼は手軽かつ高品質な豚肉料理を、夜はオリジナル加工品を肴にお酒を提供し、幅広い世代が落ち着いて過ごせる地域の憩いの場を提供しています。「古町どんどん」への参加など、イベントにも出店することで、商店街全体のにぎわい創出や地域活性化に貢献しています。



## 7 県補助金制度について

新潟県が実施する主な支援制度を紹介します。（全ての事業を掲載しているわけではありませんのでご注意ください。）

### A にいがた経済好循環推進事業

物価高騰等の影響を緩和し、地域経済の好循環につなげるため、県内の事業者等で構成される団体が行う地域経済の活性化に向けた消費喚起や需要拡大に資する取組を支援します。

#### 1. 補助対象者

- パートナーシップ構築宣言への登録を行った県内の事業者等で構成する団体
- ※協同組合、商工団体、商店街振興組合、社団法人・財団法人等のほか協議会、実行委員会等の任意団体を含む
- ※協同組合や商工団体等が申請者の場合の構成員には、申請団体のほか、事業の計画や実施に関わる事業者を含む
- ※単独事業者の申請は対象外

#### 2. 補助対象経費

- 事業の実施に必要な経費  
（謝金、賃金、旅費、使用料及び賃借料、設営費、販売プロモーション費、通信販売費、需用費、委託費、その他必要と認める経費）

#### 3. 補助率・限度額

- 補助率：1 / 2 以内
- 補助金額上限：1,500 千円

#### 4. 募集受付期間

- 令和8年3月5日（木）から令和8年4月20日（月）
- ※申請書の提出先は最寄りの商工会・商工会議所です。

## B 商店街外部連携コーディネート事業

商店街と商店街外部のプレイヤー（NPO、社会福祉法人、学生、事業者等）との連携による商店街の活性化に取り組む商店街団体等に専門家を派遣し取り組みを支援します。

### 1. 対象者

商業者グループ※、商店街振興組合、商店街の活性化等を目的に設立された事業協同組合、まちづくり会社、商工会議所、商工会、市町村、その他県が認める団体。

※ 3名以上の中小商業者から構成されるグループで、原則として、グループ参加者全員が商店街で営業しているもの。

### 2. 実施の流れ

実施計画書を県に提出し、ヒアリングにより、実施計画が適当と認められる場合には、予算の範囲内で事業実施を決定し、専門家を派遣。

### 3. 経費の負担

#### (1) 専門家派遣に関する経費の負担

派遣する専門家の謝金と旅費は県が負担。

ただし、本事業の申込状況によっては、専門家謝金が高額なケースについて、実施主体に一部自己負担を求める場合あり。

#### (2) その他

会場借上料、資料代、看板等消耗品費、お茶代などの必要経費は実施主体が負担。

### 4. 募集時期

令和8年6月頃を予定

※「7 県補助金制度について」に関するものについては、下記へお問合せください。

|                     |                                                                                                                                         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新潟県産業労働部<br>地域産業振興課 | 〒950-8570<br>新潟市中央区新光町4-1<br>電話：025-280-5235（直通）<br>メール： <a href="mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp">ngt050100@pref.niigata.lg.jp</a> |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 8 問い合わせ先

|                                           |                                                                                                             |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>経済部<br/>商業振興課</p>                      | <p>〒951-8554<br/>新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル5階<br/>電話：025-226-1633（直通）<br/>Email：shogyo@city.niigata.lg.jp</p>    |
| <p>北区<br/>産業振興課 商工観光グループ</p>              | <p>〒950-3323<br/>新潟市北区東栄町1-1-14<br/>電話：025-387-1356（直通）<br/>Email：sangyo.n@city.niigata.lg.jp</p>           |
| <p>東区<br/>地域課 産業文化振興室</p>                 | <p>〒950-8709<br/>新潟市東区下木戸1-4-1<br/>電話：025-250-2170（直通）<br/>Email：chiiki.e@city.niigata.lg.jp</p>            |
| <p>中央区<br/>地域課 産業文化振興室</p>                | <p>〒951-8553<br/>新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21 5階<br/>電話：025-223-7054（直通）<br/>Email：chiiki.c@city.niigata.lg.jp</p> |
| <p>江南区<br/>産業振興課 商工観光・文化<br/>スポーツグループ</p> | <p>〒950-0195<br/>新潟市江南区泉町3-4-5<br/>電話：025-382-4809（直通）<br/>Email：sangyo.k@city.niigata.lg.jp</p>            |
| <p>秋葉区<br/>産業振興課 商工観光係</p>                | <p>〒956-8601<br/>新潟市秋葉区程島2009<br/>電話：0250-25-5689（直通）<br/>Email：sangyo.a@city.niigata.lg.jp</p>             |
| <p>南区<br/>産業振興課 商工観光推進室</p>               | <p>〒950-1292<br/>新潟市南区白根1235<br/>電話：025-372-6507（直通）<br/>Email：sangyo.s@city.niigata.lg.jp</p>              |
| <p>西区<br/>農政商工課 食と産業振興室</p>               | <p>〒950-2097<br/>新潟市西区寺尾東3-14-41<br/>電話：025-264-7623（直通）<br/>Email：nosei.w@city.niigata.lg.jp</p>           |
| <p>西蒲区<br/>産業観光課 観光交流・商工室</p>             | <p>〒953-0192<br/>新潟市西蒲区西中860番地（岩室出張所）<br/>電話：0256-72-8454（直通）<br/>Email：sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp</p>   |

---

※最新の各補助制度情報は、新潟市経済部商業振興課のホームページに掲載しています。  
また、公式 Instagram では補助制度活用事例や新潟市のステキなお店、イベントなどを紹介しています。掲載内容も随時募集中ですので、紹介したい取組がありましたら、ぜひお寄せください。



新潟市ホームページ



商業振興課公式 Instagram